

京都市告示第632号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和8年2月9日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
西第三経10号線	上京区馬喰町931番地地先から 同区紙屋川町882番地地先まで	旧	メートル 58.40	メートル 4.90 ~ 8.85
		新	58.40	6.00 ~ 8.50
一乗寺緯54号線	左京区一乗寺中ノ田町23番地の16地先 内	旧	3.00	6.00 ~ 11.80
		新	3.00	6.00 ~ 11.90
一乗寺緯54号線	左京区一乗寺中ノ田町23番地の1地先 内	旧	3.20	6.01 ~ 11.60
		新	3.20	6.01 ~ 11.85
崇仁緯20号線	下京区郷之町130番地地先から 同町94番地地先まで	旧	76.30	10.00 ~ 13.00
		新	76.30	9.98 ~ 14.20
太秦緯210号線	右京区太秦荒木町8番地地先から 同町8番地の9地先まで	旧	46.00	8.60 ~ 8.65
		新	46.00	8.60 ~ 9.08
深草緯32号線	伏見区深草ススキ町20番地の2地先 内	旧	1.20	3.75
		新	1.20	3.75 ~ 4.95

(建設局土木管理部道路明示課)